

所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和64年1月1日要綱）

最終改正:令和6年6月28日要綱

改正内容:令和6年6月28日要綱

○所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱

昭和64年1月1日要綱

改正

平成14年11月21日
平成16年11月24日
平成18年3月9日
平成20年9月17日
平成21年3月31日
平成28年9月7日
令和2年10月1日要綱
令和4年3月25日要綱
令和6年6月28日要綱

所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する競争入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

2 この要綱は、次に掲げる契約に係る競争入札に適用するものとする。

- （1）建設工事（次号を除く。以下同じ。）
- （2）建設工事に係る設計・調査・測量（以下「設計・調査・測量」という。）
- （3）土木施設維持管理
- （4）物品等（前3号に掲げる契約以外の契約をいう。以下同じ。）

（参加資格）

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、所沢市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において市長が特に必要があると認めた場合は、資格者名簿に登録されていない者（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）であっても一般競争入札に参加することができる。

（資格審査を受けることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- （3）役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と関係が特に認められる者
- （4）建設工事にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
 - イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- （5）建設工事以外にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
 - イ 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
 - ウ ア及びイ以外にあつては、必要な許可若しくは登録を受けていない者又は必要な届出をしていない者
- （6）法人税、申告所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- （7）市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。以下同じ。）を滞納している者

（資格審査の実施及び基準日）

第4条 資格審査は、隔年度（西暦の偶数年の4月1日を含む年度をいう。）に実施するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者の新規申請の資格審査は、この限りでない。

2 資格審査の基準日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （1）建設工事 申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（当該日が複数ある場合は、直近の審査基準日）
 - （2）設計・調査・測量、土木施設維持管理及び物品等 申請時直近の決算日（決算手続が終了している場合に限る。）。ただし、成立したばかりで決算が到来していない会社（商業登記簿の登記事項証明書で成立が確認できる会社に限る。）については、会社成立の日とする。
- （資格審査の申請業種数等）

第5条 資格審査を申請することができる業種数又は業務数は、次に掲げるとおりとする。

- （1）建設工事 5業種以内
- （2）設計・調査・測量 5業務以内

(3) 土木施設維持管理 4業務以内

(4) 物品等 制限なし

(資格審査の申請)

第6条 資格審査を受けようとする者は、埼玉県電子入札共同システム(埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成29年9月1日施行)に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。以下「共同システム」という。)を利用して、市長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた者でその申請期日について指定を受けたものは、当該指定を受けた申請の期限までに申請するものとする。

2 前項の規定により申請した者は、市長が別に定める書類を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(資格審査等)

第7条 建設工事については、建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価の結果通知及び市長が別に定める項目に基づき審査し、適格と認められた者については、A級、B級及びC級の3級に区分して格付を行うものとする。

2 設計・調査・測量及び土木施設維持管理については、技術職員数に関する審査を行うものとする。

3 物品等については、経営の状況に関する審査を行うものとする。

(資格審査の結果の公表)

第8条 市長は、前条の規定による資格審査の結果が確定した場合は、その内容を公表するものとする。

(資格者名簿への登載)

第9条 市長は、第7条の規定により資格審査を受けた者のうち、適格と認められた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第10条 新規申請の資格審査において適格と認められた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から、その直前の更新申請において参加資格を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請の資格審査において適格と認められた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から次期の定期の資格者名簿に登載される日までとする。

(変更等の届出)

第11条 資格審査の申請をした者は、資格審査申請後、次に掲げる事項に変更があった場合は、直ちに共同システムを利用して変更の届出を行い、関係書類を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 本店又は支店等の所在地、電話番号又はファクシミリ番号

(3) 代表者又は代表者の役職名

(4) 代理人(新たに選任した場合を含む。)又は代理人の役職名

(5) 代理人を置く営業所の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号

(6) 資本金の額

(7) 許可を受けた業種

(8) 中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)等にあつては、その役員又は組合員(資格者名簿に登載されている者に限る。)

2 資格審査の申請をした者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに共同システムを利用して届出を行い、関係書類を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号に該当する者となった場合

(2) 死亡(法人においては、解散)した場合

(3) 営業停止命令を受けた場合

(4) 営業の休止又は廃止があった場合

(5) 金融機関に取引を停止された場合

(6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合等として資格審査を申請した者が官公需適格組合の証明を受けられない者となった場合

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った場合、更生手続開始の決定があった場合又は更生計画の認可がなされた場合

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った場合、再生手続開始の決定があった場合又は再生計画の認可がなされた場合

(参加資格の承継)

第12条 事業譲渡、合併等により資格審査の申請をした者から当該営業の一切を承継した者は、市長が別に定めるところにより市長に申請しなければならない。

(参加資格の抹消)

第13条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 第3条第1号から第3号までの規定に該当する者となった場合

(2) 許可又は登録を必要とする業において、許可又は登録の更新を受けなかった場合

(3) 許可の取消し又は登録の消除若しくは抹消を受けた場合

(4) 営業を廃止した場合

(5) 申請内容に虚偽があった場合

(6) 主要取引金融機関に取引を停止された場合

(7) 抹消の申出があった場合

(8) 市税の滞納があった場合

2 市長は、資格者名簿に登載された者が第11条第1項の届出又は同条第2項第3号若しくは第4号(営業の休止に限る。)に掲げる事項の届出を怠った場合は、その者を資格者名簿から抹消することができる。

3 市長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その経常建設共同企業体を当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) その構成員が前2項の規定により抹消された場合
- (2) 第16条第1項第1号又は第3号に掲げる要件を欠いた場合
(建設工事の指名業者の選定)

第14条 建設工事の競争入札に関し指名する業者の選定については、別に定める業者選定基準によるものとする。

(官公需適格組合)

第15条 建設工事に係る中小企業等協同組合等のうち、官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、共同システムを利用して申請を行い、市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(経常建設共同企業体)

第16条 建設工事に係る経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
 - (2) 構成員は、2業者であること。
 - (3) 資格審査を申請する建設工事の種類は、全ての構成員が単独業者として資格者名簿に登載された建設工事の業種であること。
 - (4) 構成員の級別格付は、同級又は1級差であること。
 - (5) 構成員の組合せは、経常建設共同企業体としての級別格付が構成員各員の格付に対して、同格のもの又は昇格するものであること。
 - (6) 構成員は、市内に本店を有する業者を含むこと。
- 2 構成員は、同一の建設工事の種類について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
- 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。
- 4 経常建設共同企業体の資格審査の申請は、市長が別に定める書類を市長に提出することにより行うものとする。
- 5 経常建設共同企業体の代表構成員は、資格審査申請後第11条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、直ちに市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。
- (資料提出等の請求)

第17条 市長は、資格審査に関し必要がある場合は、この要綱に定めるもののほか、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。
 - 2 所沢市建設工事その他の工事の請負の指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する件(昭和55年告示第1号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。
 - 3 この要綱の施行の際、現に旧告示第2の資格審査を受けている者は、第7条の資格審査を受けた者とみなす。
- 附 則(平成2年7月1日)
- この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
- 附 則(平成3年1月1日)
- この要綱は、平成3年1月1日から施行する。
- 附 則(平成8年12月1日)
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成8年12月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の所沢市指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成9・10年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、7・8年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお、従前の例による。
- 附 則(平成10年12月10日)
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成10年12月10日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の所沢市指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成11・12年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、9・10年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお、従前の例による。
- 附 則(平成12年12月5日)
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成12年12月5日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第6条第2項の規定は、平成13・14年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成11・12年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。
- 附 則(平成14年11月21日)
- 1 この要綱は、平成14年12月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第6条第2項の規定は、平成15・16年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成13・14年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお、従前の例による。
- 附 則(平成16年11月24日)
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成17・18年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成15・16年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお、従前の例による。

附 則（平成18年3月9日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成19年度及び平成20年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成17年度及び平成18年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年9月17日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成21年度及び平成22年度指名競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成19年度及び平成20年度指名競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月7日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、平成29年度及び平成30年度競争入札の資格審査に係る申請から適用し、平成27年度及び平成28年度競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月1日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、令和3年度及び令和4年度競争入札の資格審査に係る申請から適用し、令和元年度及び令和2年度競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱の規定は、令和7年度及び令和8年度競争入札の資格審査に係る申請から適用し、令和5年度及び令和6年度競争入札の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。